

くらしの安心情報

情報ファイル NO. 265

令和6年8月13日

通販サイトでブランドのスニーカーを購入したが、後日、税関から、「スニーカーが模倣品であり、没収対象となる」と通知が届いた…。

◆相談内容◆

【相談者 40代 男性】

一週間前、スマホで見つけた通販サイトでブランドのスニーカーを注文し、クレジットカード決済しました。サイトから発送メールが届きましたが、昨日、税関から書類が届き、「注文したスニーカーが模倣品であり、個人で使うものでも税関の没収対象となる」とのことでした。サイトの業者に返金を求められるのでしょうか…。

●対処方法●

日本語表示の通販サイトで商品を購入したが、「海外から発送された商品が届かない」「購入した商品が模倣品であるとの税関からの通知が届いた」などの相談が寄せられています。商品が模倣品であった場合、個人使用目的であっても、税関による没収対象となり受け取ることができません。代金支払後にサイトの業者と連絡が取れなくなり、対応を求めることが困難なケースも多くあります。

○相談者には、早めにクレジットカード会社に事情を伝え相談するよう助言しました。

○インターネット通販では、注文前に信頼できるウェブサイトかを慎重に判断しましょう。

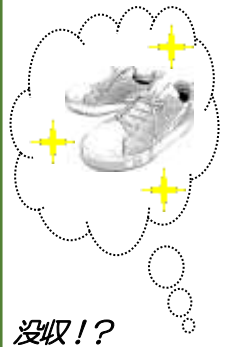
【悪質通販サイトを見分けるチェックポイント】

- ・サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ・市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- ・ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- ・支払方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である
- ・キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
- ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない

○越境消費者センターウェブサイト^(※)で悪質な海外通販サイト情報を確認しましょう。

※ 国民生活センター越境消費者センター「悪質通販サイトのトラブルにあわないために」
https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_tuhn

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

富山本所（県東部にお住まいの方）TEL：076-432-9233（消費生活相談）

076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所（県西部にお住まいの方）TEL：0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや）」（お近くの相談窓口につながります。）